

少年の交通反則事件の処理

〔昭和45年8月20日収交規指第268号
警察本部長より各部・課・官・隊・場・校・署長あて〕

改正 昭和46年11月27日収交指第192号

みだしのことについては、道路交通法の一部改正の施行に伴う各種通達によつて示されておるところであるが、少年であることの特殊性と、その事務処理の複雑性から、左記により運用をはかることとしたから、教養の徹底をはかり、遺憾のないようにされたい。

記

第1 通告に基づく反則金納付者の家庭裁判所への通知

反則金納付事件の処理については、「通告関係業務実施要綱の全部改正」(昭和45年8月20日付収交規指第258号)により示したところであるが、告知、通告に基づいて反則金を納付した少年については、通告をした警察本部長(以下「警察本部長」という。)から、当該少年の反則行為地または住所地を管轄する家庭裁判所(その支部を含む。以下同じ。)に、次により反則行為の内容等を通知する。

(通告センターにおいて行なう。)

1 通知項目

- (1) 少年の本籍、住所(市区町村まで)、氏名、生年月日
- (2) 反則行為の種類
- (3) 反則車両
- (4) 反則年月日(時間は不要)
- (5) 反則場所(市区町村まで)
- (6) 反則金額

2 通知方法

1の通知項目について、毎週1回一括通知するものとする。

通知書の様式については、特に定めないが、この通知は家庭裁判所において、その者の別の事件が係属した場合の前歴のは握に資することを考慮し、個人票形式の通知書とした。

なお、事務合理化の見地から、仮納付者については告知警察官等から報告された交通反則切符3枚目の交通反則通告書の部分を、本納付者については、別添様式に必要事項を記載して一括し送付書を付し通知する方法をとること。

第2 反則金の納付を指示された者の家庭裁判所からの通知の受理

法第130条の2の規定により、家庭裁判所が少年の反則者に反則金の納付を指示した場合には、その旨を警察に通知することとなつているが、この指示通知書の受理は、その後の納付に関する事務処理の必要上、当該指示を行なつた家庭裁判所の所在地を管轄する警察本部長(通告センター)が行なうものとする。

第3 家庭裁判所の反則金納付指示に係る者に対する納付書の交付

1 納付書の発行者

令第52条の2に定めるところにより、家庭裁判所の指示に係る反則金を納付しようとする者に対する納付書の交付は、原則として、当該指示をした家庭裁判所の所在地を管轄する警察本部長が行なうものとする。

反則者である少年の転居等により送付による指示が行なわれた場合等、上記の警察本部長から交付を受けることが困難である場合は、その者の住所地を管轄する警察本部長が交付するものとする。この場合、住所地、困難な事情等について格別の資料の提示等を求めることを要しない。

2 納付書の交付場所

納付書の交付は、反則者の提示する家庭裁判所の指示書に基づいて通告センターのほか警察署においても交付するものとする。この場合直ちに通告センターに報告のこと。

なお、納付書の交付にあつては、少年の面前において指示書と納付書に記入した金額、納付期限を照合確認し、誤つて記入することのないよう留意するものとする。

3 納付書番号

家庭裁判所の指示に係る納付の場合の納付書の番号欄には、指示をした家庭裁判所名と指示書に記入されている番号を記入するものとする。

なお、納付書の番号欄に記入する家庭裁判所名についての指定略号は別紙のとおりである。

4 納付書の取扱庁名

家庭裁判所の指示に係る反則金の歳入徴収官は、反則行為地にかかわらず、当該指示をした家庭裁判所の所在地を管轄する都道府県警察の歳入徴収官となるので、納付書の取扱庁について誤りのないようにする必要がある。

5 納付書の再交付等

令第52条第3項第2号（納付期間の特例による交付）および同条第5項（亡失、汚損等による再交付）の規定は家庭裁判所の指示に係る反則金の納付について準用されるので、この場合の納付書の交付、再交付の申請手続については、前記の「通告関係業務実施要綱」に定めるところによるものとする。

なお、納付書の交付、再交付は通告センターにおいて行なうこととするが、納付書の亡失、汚損等による再交付は少年が指示書を持参したときに限り、警察署において行なうこととする。

第4 家庭裁判所の指示に係る反則金の納付者および不納付者の通知

家庭裁判所の指示に係る反則金の納付者および不納付者については別記様式により当該指示をした家庭裁判所に毎週1回一括通知するものとするが、成人年齢に接している者（年令切迫者という。）については、家庭裁判所から検察庁へ成人事件として逆送される場合を考慮して、上記にかかわらず、できるだけ早く通知するようにするものとする。

また、不納付者の認定については、反則金不納付事件の認定方法と同様とすること。

第5 家庭裁判所、同支部の名称の略号

反則金の納付を指示した家庭裁判所またはその支部の名称の略号は別表のとおりである。